

新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び日本査証の取扱（ブラジルの追加）

1 入国拒否対象地域の追加

4月1日の国家安全保障会議決定及び閣議了解により、以下73カ国が査証制限措置対象国となりました。本件取扱いについては、4月3日午前0時（日本時間）から実施され、入国する場合には4月2日午後11時59分までに本邦入国審査にて上陸許可を受ける必要があります。

【過去14日以内に以下の国に滞在していた場合、入国拒否の措置が講じられる国（新規追加国）】

アルバニア、アルメニア、イスラエル、インドネシア、エクアドル、オーストラリア、カナダ、韓国、北マケドニア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、シンガポール、セルビア、タイ、台湾、中国（含：香港、マカオ）、チリ、ドミニカ国、トルコ、ニュージーランド、パナマ、バーレーン、フィリピン、ブラジル、ブルネイ、米国、ベトナム、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、マレーシア、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モリシャス

【継続して入国拒否の措置が講じられる国】

シェンゲン協定加盟国（注）、アイルランド、アンドラ、イラン、イギリス、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニア

（注）シェンゲン協定加盟国（26か国）

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2 今回追加された上記対象国に対する措置は、以下のとおりです。

- （1）対象国を管轄又は兼轄する日本国大使館又は総領事館において、4月2日までに発給された一次査証及び数次査証の効力を、当分の間、停止する。なお、査証手数料の返金を行わない。
- （2）対象国との間の査証免除措置の適用を順次停止する措置を講じる。
- （3）本措置は、原則として、日本時間4月3日午前0時から開始され、4月末日まで行うものとする。この期間は更新することができる。